

諫早市防災情報ソーシャルメディア管理運用要綱

令和6年8月20日

(目的)

第1条 この要綱は、市が運用する防災情報ソーシャルメディアの管理に関する基本的事項を定め、かつ、ソーシャルメディアが持つ拡散性、即時性、滞留性を活かすことで防災情報の伝播効果を期待し、かつ防災災害情報を適時に発信、情報収集を行い、もって市民の生命財産の保護に資することを目的とする。

(用語)

第2条 用語の定義は次のとおりとする。

(1) ソーシャルメディア

インターネット回線を利用し、システムへ会員登録を行うことで利用でき、会員相互のみで閲覧できる掲示板機能及び付加機能として会員登録をしていない者からも閲覧することができる掲示板を活用できる情報通信サービスをいう。

(2) 防災情報ソーシャルメディアページ

ソーシャルメディア会員以外（以下「第三者」という。）からも閲覧できるソーシャルメディアページ（以下「ページ」という。）で、公開するために作成されたページをいう。

(3) 防災情報ソーシャルメディアウォール

諫早市防災情報専用のユーザIDのみで閲覧できる非公開のソーシャルメディア掲示板（以下「ウォール」という。）をいう。

(4) 一般投稿

ページにおける第三者からの投稿記事、コメント又はその行為であって、ページにおいて公開されるものをいう。

(5) 自動投稿

諫早市防災メール及び関係機関等からの防災情報メール情報によって自動的にページ及びウォールに掲載される記事又はその仕組みをいう。

(6) 情報投稿

ウォールにおいて災害対策本部要員（以下「要員」という。）からの現場の画像情報、状況等の情報投稿記事又はその行為をいい、原則非公開のものをいう。

(適用)

第3条 この要綱は、「諫早市ソーシャルメディア運用ガイドライン」に基づき、防災情報ソーシャルメディアを運用する際に適用する。

(管理者)

第4条 総務部危機管理課に防災情報ソーシャルメディア管理者（以下、「管理者」という。）を置く。

(1) 管理者は、総務部危機管理課長が所属する課員の中から指名する。

(2) 管理者は、ソーシャルメディアシステムの作成及び管理運用に必要な事務にあたる。

(利用機能等)

第5条 利用する機能等は、気象情報、諫早市地域防災計画書による防災情報、国民保護情報、防災イベント等の告知及びその他市民の生命財産保護のために必要な情報の発信・収集のために必要なものとする。

(公式であることの証)

第6条 管理者は、ページが諫早市の公式情報であることを証するためページに諫早市公式ホームページのリンク、その他必要な手段を講ずるものとする。

2 管理者は、利用するページに、目的、運営主体、情報内容、運営時間、コメント等の一般投稿の扱い、注意事項等、著作権、免責事項及び連絡先等を記した運用ポリシーを掲示しなければならない。

(アカウント・パスワードの管理)

第7条 管理者及び要員は、ウォール用のアカウント及びパスワードは適正に管理し、部外者に開示してはならない。

(情報投稿用メールアドレスの管理)

第8条 管理者は必要に応じ、情報投稿用メールアドレスを要員に通知するものとする。

2 情報投稿用メールアドレスを通知された要員は、メールアドレスが第三者に知られることがないように、適正に管理しなければならない。

(情報発信)

第9条 管理者が行う情報発信については、総務部危機管理課長の決裁を要するものとする。ただし、次に掲げる場合は、ソーシャルメディアの特性や情報発信の即時性を考慮し、管理者の判断により情報を発信できるものとし、管理者は、総務部危機管理課長に対し事後に報告を行うこととする。

(1) 防災行政無線(同報系)と連動した防災メールにより配信する事項と同じ内容を発信する場合

(2) 既に一般に周知されている事項について再度発信する場合

(3) 法令等で定められている内容を発信する場合

(4) 全国瞬時警報システムによる情報を発信する場合

(5) 関係機関等から要員にメールにより配信される防災情報で、一般に公開することで防災対策上有効であると管理者が判断したものを発信する場合

(5) 緊急性が高く即時に発信しなければ、生命財産の保護に重大な影響を及ぼす恐れがある情報を発信する場合

2 管理者が行う発信は、手動による投稿又は自動投稿を利用することができるものとする。

3 管理者は、必要に応じ、複数のソーシャルメディア及び各ソーシャルメディア間の連携ソフトウェア等を利用することができる。

(リンク・フォロー登録等の制限)

第10条 第三者によるページのリンク及びフォロー登録等は制限しない。ただし、管理者がリンク及びフォロー登録等により誤った情報の拡散、情報の信頼性の低下等の恐れがあると認めるには、これを制限することができる。

(コメント、メッセージ等の制限)

第11条 第三者によるページへのコメント、メッセージ等の一般投稿への応答は原則として行わない。ただし、管理者が、必要であると認めるときはこの限りでない。

2 管理者は、前項ただし書の場合においては、応答等を行った旨及び応答内容を総務部危機管理課長に報告するものとする。

(不適切な一般投稿)

第12条 管理者は、ページへの一般投稿のうち、防災上関係ないと判断されるもの、明らかに事実と異なるもの、プライバシー保護上問題があると判断されるもの、誹謗中傷等又はその他管理者が不適切と判断したものを発見したときは、直ちに当該情報を削除するものとする。

(情報内容の訂正等)

第13条 管理者は、ページの情報内容に誤謬、誤解を招く表現、その他問題を招く恐れがあると判断したときは、遅滞なく当該情報を削除し、必要に応じてその旨の訂正情報等をページに掲載するものとする。

(情報収集)

第14条 管理者は、次のとおり積極的にウォールによる情報収集に努め、収集した情報は適正管理を行うとともに要員との共有を図らなければならない。

(1) 管理者は、要員から情報収集を行うこと。

(2) 管理者は、収集した情報を要員で共有できるようにすること。

2 管理者は、必要に応じ収集した情報をページへ掲載することができる。

3 要員は、専用メールアドレスによる投稿及びウォールへの直接投稿による情報投稿を行うことができる。

(なりすまし、不正アクセス等への対応)

第15条 管理者は、ページのなりすましを発見したとき及び第三者からなりすましの通報等によりなりすましの恐れがあると判断したとき並びに不正アクセスの恐れがあると判明したときは、遅滞なく、市ホームページ等において注意喚起を行い、ページを停止させ、閲覧できないようにしなければならない。

(運用の中止等)

第16条 管理者は、適正な管理運用に支障があると判断したときは、遅滞なく、運用の停止又は情報の削除等により、ページを閲覧できないよう措置を行わなければならない。

(遵守事項)

第 17 条 管理者及び要員は、法令、諫早市情報公開条例(平成 18 年条例第 2 号)、諫早市個人情報保護条例(平成 18 年条例第 1 号)、諫早市情報セキュリティ対策要綱(平成 21 年訓令第 6 号)、諫早市ソーシャルメディア運用ガイドライン及びこの要綱を遵守しなければならない。

(管理運用における助言等)

第 18 条 総務部秘書広報課長及び総務部デジタル推進課長は、総務部危機管理課長に対し、管理運用に関して必要な助言等を行うものとする。

(協議)

第 19 条 この要綱に定めのないものについては、総務部危機管理課長は、総務部秘書広報課長及び総務部デジタル推進課長と協議して定めるものとする。